

「2025年日本国際博覧会協会 解散・清算支援業務」に係る企画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「当協会」という。）では、当協会の解散・清算支援業務にかかる企画提案を募集します。

1 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 解散・清算支援業務は、2028年3月に予定される当協会の解散および清算法人化、並びに清算に係る各種手続（財務・税務・登記・行政庁への届出、債権回収等）を一体的に支援することを目的とします。

あわせて、後継団体への残余財産の円滑な継承および、切れ目のない効果的なレガシー継承事業の実施を実現し、当協会の人的負荷を最小限に抑えつつ、関係法令、所定の期限および内部統制上の要件を遵守した形で、清算終了までの一連の業務を確実に完遂することを目的とします。

なお、当協会は、「2025年日本国際博覧会成果検証委員会」の議論等をふまえて今後の法人の方針を決定します。博覧会事業のみを清算し、当協会が解散・清算をせずに存続する場合も上記目的が達せられるように支援するものとします。この際に、委託業務の内容に変更が生じる場合には、当協会と協議を行い、必要な手続きの上で支援を継続できるようにするものとします。

2 業務名称

2025年日本国際博覧会協会 解散・清算支援業務

3 業務の詳細

本業務の詳細は、別紙「2025年日本国際博覧会協会 解散・清算支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」及び最優秀提案事業者からの企画提案書をもとに、最優秀提案事業者と協会との協議の上、決定します。

※ただし、仕様書は当協会に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）及び参加資格保持誓約書（様式3）を提出した者に開示します。

4 契約期間

契約締結日から2029年2月28日（水）（予定）まで

5 委託上限金額

290,000千円（税込）

6 スケジュール

2026年3月30日（月） 公募開始

2026年4月13日（月）17時 仕様書等開示及び質問受付締切

2026年4月20日(月) 質問・回答
2026年5月7日(木) 17時 提案書類提出締切
2026年5月中旬(予定) 選定委員会
2026年5月下旬(予定) 審査結果の公表
2026年6月上旬(予定) 契約締結
2029年2月28日(水) (予定) 業務終了

7 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体又は複数の企業・団体による共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であること。なお、共同企業体で参加する企業・団体にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していれば条件をみたまものとします。）また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

（1）次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（2）主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（3）消費税及び地方消費税を完納していること。

（4）経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

（5）公益法人に対する税務、法務等に関するアドバイザーの経験を有すること。

- ・公益社団法人あるいは公益財団法人にかかる税務アドバイス、並びに税務調査対応の実績を有すること。
- ・公益社団法人あるいは公益財団法人にかかる法務アドバイス、特にその解散および清算に関する法務アドバイスの実績を有すること。
- ・収益事業に係る法人税確定申告書及び消費税法第60条及び消費税法施行令第75条に規定する国等の特例に基づく消費税確定申告書作成の実績を3年以上有し、法人税収益事業課税、みなし寄附金、消費税法第60条及び消費税法施行令第75条に、精通していること。

8 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者は最初に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）、参加資格保持誓約書（様式3）を提出してください。書類を提出した者に限り、仕様書を開示します。詳しい応募手続き等は、以下のとおりです。

（1）公募要領等の配布

① 配布期間

2026年3月30日(月) から2026年5月7日(木) 午後5時まで

② 配布方法

大阪・関西万博公式 Web サイトからダウンロードで配布（郵送による配布は行いません）。
(<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20260330-03/>)

③ 配布物

- ・公募要領（本紙）
- ・仕様書 ※（２）②参照
- ・応募書類
 - 仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式１）
 - 参加表明書(様式２)
 - 参加資格保持誓約書（様式３）
 - 応募金額提案書および内訳書（様式４）
 - 事業実績申告書（様式５）
 - 共同企業体届出書（様式６）
 - 共同企業体協定書（様式７）
 - 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式８）
 - 使用印鑑届（様式９）
 - 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式１０）
 - 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式１１）
 - 質問票（様式１２）
 - 委任状（様式１３）
- ・契約書

（２）仕様書等の提供

① 提供申込期間

2026年3月30日（月）から2026年4月13日（月）午後5時まで

② 提供申込方法

- ・仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式１）、参加表明書(様式２)、参加資格保持誓約書(様式３)の電子データ（PDF）を電子メールにより送付先（sendzaiseig@expo2025.or.jp）へ提出してください。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】解散・清算支援業務」と明記してください。

※口頭、電話、FAXによる開示申請は受け付けません。

- ・原本はメール送信日含め3日以内に協会に到着するように郵送にて提出してください。

<原本提出先>

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
総務局 財務チーム

③ 開示方法

電子メールにより順次開示します。

（３）質問の受付及び回答

① 受付期間

公募開始日から 2026 年 4 月 13 日（月）午後 5 時まで

② 提出方法

電子メール（sendzaiseig@expo2025.or.jp）で受け付けます。

※ 「件名」の始めに「【質問】解散・清算支援業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 12）に記載して添付してください。

※ 口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けません。

※ 協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とします。

※ 質問内容に応募者を特定できる内容を記載しないでください。応募者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行いません。

※ 受付期間以外に提出された質問に対する回答は行いません。

③ 質問の回答

質問はとりまとめ、回答は仕様書等の開示を受けた事業者に対して、4 月 20 日（月）までに電子メールにより行います。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「解散・清算支援業務」の企画提案公募について】に掲載します。

（<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20260330-03/>）

（4）提案書の受付

① 受付期間

2026 年 3 月 30 日（月）から 2026 年 5 月 7 日（木）午後 5 時まで

② 応募書類の提出方法

下記宛先へ 2026 年 5 月 7 日（木）必着で郵送により提出してください。（持参による提出は不可）

宛先：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 総務局 財務チーム

（担当者：小谷・土井）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階（受付）

併せて必ず受付期間中に電子メールにより、応募書類のデータを送信してください。（送信先：sendzaiseig@expo2025.or.jp）

※ 提案時に必要な書類（紙、電子媒体に収納したファイル）は、特定記録等の配送状況を追跡できるものの郵送により提出してください。

③ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（5）下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。尚、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除してください。

【応募時に必要な書類】

① 企画提案書等（様式自由：原本 1 部、副本 3 部）

② 応募金額提案書および内訳書（様式 4：原本 1 部、副本 3 部）

③ 事業実績申告書（様式 5：原本 1 部、副本 3 部）

※公募参加資格（5）の履行実績を記載すること。

④ 共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書（様式 6：原本 1 部）

(イ) 共同企業体協定書（写し）（様式 7：原本 1 部）

⑤ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 8：Excel 形式）

※ 共同企業体で参加の場合は、全構成員が提出すること。

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。なお、応募書類は本業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(8) その他

① 応募は 1 者 1 提案とすること。（共同企業体構成員として参加する場合を含みます。）

② 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体に格納した PDF ファイルでも提出すること。

③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名（応募者名は正本のみ）を記入すること。

<記入例>

「2025 年日本国際博覧会協会 解散・清算支援業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）

④ 書類提出後の差し替えは認めません。（協会が補正等を求める場合を除く。）

⑤ 提出書類に虚偽の記載をした企業・団体は本業務への参加資格を失うものとします。

9 説明会

実施しない。

10 審査の方法

(1) 審査方法

審査は、書類審査により行い、(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点が複数いる場合は、安価な者を最優秀提案者とします。

最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容（評価のポイント）	配点
1 業務実施計画	○責任者および業務遂行者の役割分担や、協会との連絡体制等が明確に示されているか。 ○協会の解散、清算に向けた具体的なマイルストーンやスケジュール案が示されているか。	10

2	計画の有効性・ 具体性	○提案する業務の内容が、協会の解散、清算時期を考慮し、実現するために有効なものとなっているか。 ○様々なリスクを想定した網羅的な業務内容となっているか。 ○提案する業務の内容に具体性があり、実現可能な提案となっているか。	20
3	業務遂行能力	○協会の解散、清算に向けた事前の準備、計画策定や、必要な手続き等について、専門的なアドバイザー機能を有し、業務を遂行することが見込まれる体制が提案されているか。 ○業務実施にあたり、協会内の様々な関係者、および協会の既存委託先等とも調整を円滑に実施し、業務を遂行できる提案となっているか。 ○十分な人員を配置し、協会の要請に応じた即時の対応ができる体制となっているか。	30
4	その他仕様書に 記載されていない 提案	○仕様書に記載されていない項目について、優れた提案がなされているか。	10
5	価格点	○価格点の算定式は以下の通りとする。 満点（30点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 ※0点以下端数切捨て	30
合計			100

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に拘わらず、全応募者に通知します。

選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪・関西万博公式 Web サイト【2025 年日本国際博覧会協会 解散・清算支援業務】において公表します。

(<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20260330-03/>)

- ① 最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※五十音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しません。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会により審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- ② 法人登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3か月以内のもの）
 - (ア) 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し（1部：最近1か年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) 株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届（様式9：原本1部）
 - ※共同企業体の場合は代表構成員のみ提出すること。
- ⑥ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10：原本1部）
 - ※共同企業体の場合は構成員全員が提出すること。
- ⑦ 暴力団排除条例に基づく誓約書(様式11：原本1部)
 - ※共同企業体の場合は構成員全体が提出すること。

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の17時まで提出をすること

1.1 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結します。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進しています。手続き方法の詳細については、契約交渉の相手方に対し、協会から案内します。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議し、この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、成果物の納品が完了次第、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出してください。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しません。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書を提出してください。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しません。

- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがあります。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。(現金に代えて納付される証券を含みます。)
- (9) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

1.2 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとします。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、当協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければなりません。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとします。
- (4) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとします。ただし、採用者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではありません。
- (5) 協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければなりません。

13 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等を遵守すること。